

長 建 協 発 第 3 1 号
平成 2 8 年 4 月 1 9 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

東日本大震災に伴う公共工事の前金払の特例の取扱い等について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国土交通省においては、東日本大震災の被災地域における公共工事の円滑かつ適正な施工の確保を図ることを目的として、被災地域における公共工事の前金払の特例を措置してきたところであります。

今般、岩手県、宮城県及び福島県における平成 2 8 年度実施の国発注工事において、前金払の特例措置が継続されることとなりました。

特例の内容は、東日本大震災の被災 3 県（岩手県、宮城県及び福島県の全ての市町村区域）における国発注工事について、前金払の割合を請負金額の 1 0 分の 5 以内とすること（原則は請負金額の 1 0 分の 4 以内）、中間前金払の対象となる工事を請負金額 3 0 0 万円以上の工事とすること（原則は請負金額 1, 0 0 0 万円以上かつ工期 1 5 0 日以上工事）となっております。

つきましては、標記について、全建を通じ同通省土地・建設産業局建設業課長より別添のとおり通知がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。

なお、地方公共団体における特例取扱いについては、本通知を受けて、関係公共団体において所要の検討がなされることとなっておりますことを申し添えます。